

独立行政法人自動車技術総合機構 第3期中期目標

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国においては、依然として多くの人命が自動車事故によって奪われており、また、自動車排出ガス等の大気環境基準に対して改善が必要な地域も存在する。地球温暖化対策については、「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）において「自動車分野は、運輸部門のCO2排出量の86%（2022年度時点）を示しており、カーボンニュートラル化に向け、多様な選択肢を追求し、2050年に自動車のライフサイクルを通じたCO2ゼロを目指す。」と明記され、自動車の電動化が求められている。さらに、鉄軌道輸送については、一たび事故が発生すると甚大な被害を生ずるおそれがある。このようなことから、国土交通省においては、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、安全・環境基準の策定、国際標準化、自動車の型式認証、検査・登録、リコール等の施策を実施している（政策目標5 施策目標17 自動車の安全性を高める）。

自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）は、近年、自動運転技術をはじめ、自動車技術が著しく進展する中で、新技術に対応した基準策定、新車及び使用過程時の審査、リコールについて迅速かつ的確な対応が不可欠となっていることを踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合すること等とされたことを受けて平成28年4月に設立された法人であり、国土交通省における上記施策の実施機関として、道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を、引き続き的確で厳正かつ公正に実施するだけでなく、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することにより、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援等の役割を果たすことが求められる。

また、自動車機構が求められる役割を適切に果たすためには、自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取組を総合的に行う我が国唯一の機関として、その技術的な知見や高い専門性等を業務に最大限活用するよう努めるとともに、国際的な動向等を踏まえ、自動運転等自動車技術の進展や車両技術情報の高度化、自動車の電動化等に的確に対応しつつ、業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、特に令和6年10月より開始された自動車の電子的な検査（以下「OBD検査」という。）の確実な実施及びそのために必要な技術情報の管理の徹底、また、自動車メーカーの型式指定における不正を受けての審査体制の整備を図る必要がある。

（別添1）政策体系図

（別添2）法人の使命等と目標の関係

II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年度～令和12年度までの5年間とする。

III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和6年11月26日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、道路運送車両法に基づきの確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務、及び、自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援等を行う研究業務等の2つとし、それぞれに対応する本章中の具体的な項は以下のとおりとする。

- ・道路運送車両法に基づく執行業務等（保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リコールに係る技術的検証等）（1.（1）～（3）、2.（2）～（3）、4.）
- ・自動車及び鉄道等の研究業務等（2.（1）、3.）

1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施

【重要度：高】

型式認証における基準適合性審査及びリコール技術検証については、自動車技術の進展に伴う業務の高度化への対応が、検査における基準適合性審査については、的確で厳正かつ公正な実施を確保するためのDXを活用した審査体制構築、環境整備及び不正事案の再発防止の徹底等が、登録確認調査については、近年における自動車通関証明書の偽造事案等を踏まえたより一層の着実な実施が、それぞれ求められている。こうした業務を取り巻く環境の変化に着実に対応することを通じ、これら道路運送車両法に基づき自動車機構に委任された業務を的確で厳正かつ公正に実施することは自動車機構の重要な責務であり、その目的達成のために必要不可欠である。

（1）自動車の審査業務

①型式認証における基準適合性審査等

自動車が市場に投入される前に実施する型式認証における基準適合性審査について、安全かつ的確で効率的な実施に向けた取組を推進すること。

また、近年、自動運転技術が進展していることを踏まえ、自動運転車の安全性を一層確保するための新たな国際基準の導入が検討されていることから、これらの基準に的確に対応するための審査体制の強化を進めること。さらに量産されている型式指定車の保安基準適合性の確認や相談窓口の体制を整備するとともに、関係団体との意見交換会を実施していくことにより、型式指定申請に係る不正行為の再発防止を推進すること。

②検査における基準適合性審査

自動車の使用段階における基準適合性審査（いわゆる車検時の審査。以下「検査業務」という。）を的確で厳正かつ公正に実施すること。

また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、必要な機器・設備を整備するとともに、

職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組むこと。

これらの対策を推進することによって、受検者の利便性を確保しつつ検査業務を的確で厳正かつ公正に実施することを目的として、コース稼働率を年平均 99.6%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 1,700 時間以下とすること。

検査業務の実施にあたっては、受検者の安全性・利便性の向上も重要であることから、地方検査部及び地方事務所（以下「地方検査部等」という。）の専門案内員を引き続き配置するとともに、リスクアセスメントの手法を活用したハード・ソフト対策を組み合わせることで実施し、これら対策を推進することによって、中期目標期間中の重大な事故の発生にかかる度数率を年平均 1.15※以下とすること。

※ 厚生労働省がまとめる事業所規模が 100 名以上の特掲産業別労働災害率のうち自動車整備業の度数率が、令和 6 年度は 1.77 であったが、第 2 期中期目標の目標値が 1.15 と下回っていることを踏まえ、第 2 期中期目標と同等の値とすることを目指すもの。

社会的要請が高い街頭検査への重点化を図るため、街頭検査の実施にあたっては、例えば、特に社会的要請が高い騒音対策について、遠隔測定技術の活用による検査手法高度化の検討を進めるなど、検査効果の向上に努めること。また、これらの取組にあたっては国と連携して、車両番号自動読取り技術と組み合わせることを検討すること。さらに、通常の街頭検査に加え、検査場構内や企業における検査も実施するなど実効性の向上に努めること。

これらの取組を通じ、引き続き、保安基準に適合しない車両を排除するとともに、点検整備の必要性・重要性を自動車ユーザー等に広く周知することを目的として、中期目標期間中に 55 万台以上の街頭検査を実施することを目指すこと。

さらに、国や関係機関と連携し、不正改造車対策のため、深夜における街頭検査を実施するなど抑止効果を高める活動にも取り組むこと。

検査業務時の車両の状態を画像等で取得する機器及び検査業務の結果等について電子的に記録・保存する高度化施設を有効に活用することにより、業務の適正化と不正改造車対策を推進すること。

また、検査機器の判定値についても高度化施設において一元管理し、車両毎に適用される基準が異なる場合や、基準改正があった場合等に迅速かつ一律に対応できるよう、高度化施設の機能向上を図ること。

（２）自動車の登録確認調査業務

自動車の登録申請事項に係る事実確認をするために必要な登録確認調査について、引き続き国土交通省と連携し、遅滞なく、確実な実施に向けた取組を推進するため、登録確認調査業務の質の向上を目的として、本部主催のオンライン研修及び地方検査部等によるブロック研修を 60 回以上実施し、法令知識の習得やケーススタディ活用による実践力の強化を図ること。

（３）自動車のリコール技術検証業務

国土交通省との連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるか、また、リコールの改善措置の内容が適切であるかどうかについての技術的な検証を実施すること。

この技術的な検証に活用するため、国土交通省からの依頼に応じて市場における不具合情報を確実に分析することとし、25,000件以上の分析に努めるとともに、国土交通省の要請に応じ、リコール等の疑いのある自動車の事故・火災見分への立会いや知見の提供を250件程度行い、専門知識を活かして原因究明に努めること。

2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援

目まぐるしく進展する新技術や国際動向などを踏まえた社会的要請に対して、国土交通省の自動車・鉄道技術行政を支援すること。

(1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行うものとする。また、自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行うものとする。

これらの研究等を進めるにあたっては、安全性に留意しつつ、中期目標期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進するものとする。

また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、評価に当たっては、下記に掲げる評価軸及び①から④までに掲げる指標等に基づいて実施するものとする。

更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化及び高度化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、効率化等に資する調査等を実施すること。

【重要度：高】

自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システムや電動化に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援を行っていくためにも、科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。

【評価軸】

- 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。
具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。
- 行政ニーズを的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的

に内部で確認するのみならず、外部有識者の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方向性の修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。

①研究内容の重点化・成果目標の明確化

国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、重点的に推進すべき研究開発の方針は別紙1に掲げるとおりとする。

なお、自動車・鉄道技術の急速な進展を踏まえ、必要に応じて、別紙1は変更する場合がある。

②外部連携の強化・研究成果の発信

国内のみならず諸外国も含めた、公的研究機関、大学、民間企業等との共同研究や人的交流等の連携を強化し、研究の効率的かつ効果的な実施を図ること。

また、研究成果について、国の施策立案への貢献及び国内学会等を通じた研究成果の社会還元を努めるとともに、国際学会での発表等の国際活動を推進すること。

これらの目標達成のため、具体的には、共同研究を90件程度実施すること。

【指標】

- 基準の策定等に資する調査、研究等の実施状況（モニタリング指標）
- 学会発表等の状況（モニタリング指標）
- 査読付き論文の発表状況（モニタリング指標）等

③受託研究等の実施

自動車機構の設立目的に合致する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に努めること。

これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を300件程度実施すること。

また、国際動向などを踏まえた行政ニーズに対応すること。

④知的財産権の活用と管理適正化

研究者の意欲向上を図るため、知的財産権の活用を図るとともに、その管理を適正に行うこと。

これらの目標達成のため、具体的には、特許等の知的財産権の出願や実施を24件程度行うこと。

（2）自動車の審査業務の高度化

①型式認証における基準適合性審査等

自動運転等の新技術に対応した審査を的確に実施するため、自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE・WP29）の専門家会議へ積極的に参加するとともに、外部専門家による研修（15回）等により、新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図ること。

また、アジアを含む諸外国の関係機関との交流を促進し、審査業務の国際的な高度化を図り、国際相互承認制度の進展に努めること。

②検査における基準適合性審査

自動運転などの進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。

特に、令和6年より開始された OBD 検査については、その運用等に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理しているところ、自動車整備事業者、軽自動車検査協会及び自動車機構の各検査実施機関が確実に合否判定を行えるよう、これらの情報の適切な管理・提供を確保するとともに、技術情報管理及び自動車整備事業者が検査等を行うために構築している OBD 検査システムの利便性の向上を図るなど、自動車整備事業者が必要な点検整備及び検査を適切に行える環境を整備すること。

また、地方検査部等においても、OBD 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な自動車整備事業者における運用状況調査や当該技術情報の提供等に係る自動車整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を強化すること。

さらに、OBD 検査制度について、車両から読み出す情報の拡充やその活用などにより、国土交通省が行う自動車技術の高度化に対応した施策の展開を支援すること。加えて、我が国の OBD 検査制度について、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地域の検査機関等に対する OBD 検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めること。

【重要度：高】

OBD 検査に必要な技術情報の管理に係る事務をはじめ、自動車技術の電子化及び急速な進展に対応するための検査の高度化は、自動車機構の目的に照らして最も重要な取組である。

（3）自動車のリコール技術検証業務の高度化

自動運転技術の進展や自動車の電動化等に的確に対応するため、市場調査能力の向上や外部機関との連携等、業務体制の強化を図ること。

これらの目標達成のために具体的には、国土交通省からの依頼に応じて排出ガス不正制御等に係る市場サーベイランスを実施するとともに、必要に応じ要員配置の見直しを実施すること。また、技術検証において必要となった場合に対応すること及び将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的として、検証実験を 50 件程度行うことに努めること。加えて、諸外国のリコール関連情報の活用を進めること。

3. 自動車基準国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術支援

これまでの研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、自動車基準の国際調和及び鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援のため、試験方法等について積極的な提案を着実に進めること。

【重要度：高】

『インフラシステム海外展開戦略 2030』（令和6年12月）においては、国際標準の策定にお

ける人材面の関与や我が国の技術・規格の国際標準化対応の推進が掲げられており、自動車基準の国際調和並びに我が国鉄道産業の活性化及び国際競争力の確保を図る必要がある。

(1) 自動車基準の国際調和への支援

我が国技術の国際標準の獲得を目指した国土交通省の自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) 等における活動を支援するため、職員を我が国代表の一員として同フォーラム傘下の専門家会議等に技術専門家として積極的に参加させ、交通安全環境研究所の研究成果を基に基準策定に貢献することや専門家会議等の議長職等を務めることにより、我が国が主導して国際基準調和を進めることが出来るよう努めること。

これらの目標達成のために具体的には、専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案について、職員が 30 回程度発表を行うとともに、国内における国際基準調和に向けた検討にも積極的に参画すること。

(2) 鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術支援

① ISO、IEC 等への参画

ISO (国際標準化機構)、IEC (国際電気標準会議) 等の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化の推進に貢献すること。

これらの目標達成のために具体的には、関係する国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ 70 回程度参加すること。

② 国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等

鉄道の認証審査及び規格適合性評価を積極的に行うこと。これらの目標達成のために具体的には、認証審査及び規格適合性評価等を延べ 75 規格程度行うこと。加えて、需要のある新たな規格への対応についても調査の上、検討を進めること。また、国際規格適合性認証機関として海外での認知度向上に努めること。

③ 国際的な規格適合への理解度向上

認証審査及び規格適合性評価に当たっては、受審する側の国際的な規格への理解度向上が重要であるため、認証審査及び規格適合性評価に関する国際的な規格の理解度向上に取り組むこと。

4. その他国土交通行政への貢献

(1) 盗難車両対策

自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん等の盗難や不正が疑われる受検事案があった場合には、速やかに国土交通省へ通報すること。

(2) 点検・整備促進への貢献等

適切な点検・整備及びリコール改修の促進のため、国土交通省と連携して啓発活動を行い、また、国土交通省が行う指定自動車整備事業者の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努め

ること。

また、自動車特定整備事業者が行う点検・整備についても、自動車製作者等が提供する技術情報等を踏まえて OBD 検査システムの利便性の向上を図るなど、自動車整備事業者が必要な点検・整備及び検査を適切に行える環境を整備し、促進を図ること。

【指標】

- 国土交通省が実施する検査等に係る研修等への講師の派遣状況（評価指標）

（3）関係機関との連携の促進

今後、自動運転車の社会実装が進められた場合の諸問題等の社会的要請に対応するため、自動車機構の有する自動運転や自動車の電動化をはじめとした様々な知見を活用し、自動車の安全の確保、環境の保全等に資する活動を支援するなど、より一層関係機関との連携を強化すること。

また、大規模災害等に備えてハード、ソフト面で国土交通省や関係機関との連携を図ること。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務運営

（1）一般管理費及び業務経費の効率化目標等

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度、それぞれ合理化すること。

（2）調達の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ること。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

（3）業務運営の情報化・電子化の取組

自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うことにより、業務運営の合理化及び効

率化を図ること。

2. 組織運営

(1) 要員配置の見直し

自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、OBD 検査に必要な技術情報の管理、的確で厳正かつ公正な審査業務に対応するための保安基準適合性審査業務及び型式指定に係る審査業務について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ること。

特に、OBD 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約9万もの自動車整備事業者を含め、全国で OBD 検査が円滑に行われるために必要なシステム運用・高度化など、極めて重要な役割を担うものであることから、地方検査部等を含め必要な体制を整備すること。

さらに、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等の考え方についても見直しを行い、検査コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減及び受検者利便の向上を図ること。

(2) その他実施体制の見直し

自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、OBD 検査等、新たに行うこととされた業務の状況を把握した上で、関係機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方について検討すること。

また、今後、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討すること。

(3) 人事に関する計画

年功主義にこだわらない能力に応じた適正な人員配置を行い、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

V. 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。

「独立行政法人会計基準」(令和7年9月29日改訂)に基づき、運営費交付金の会計処理における収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行うこと。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこと。

(2) 自己収入の拡大

知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ること。

これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を300件程度実施すること。

(3) 保有資産の見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行うこと。

VI. その他業務運営に関する重要事項

(1) 自動車の設計から使用段階までの総合的な対応

自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取り組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙1）の見直し要否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策を検討するため、理事長及び全理事からなる会議体（総合技術戦略本部）を設置すること。

【重要度：高】

自動車の設計から使用段階までを総合的に対応する我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙1）の見直し要否の定期的な検討や部門間の連携方策を総合的に検討することは、自動車に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るために極めて重要である。

【指標】

- 総合技術戦略本部の開催状況（モニタリング指標）

(2) 施設及び設備に関する計画

業務の確実な遂行、女性の就業促進や熱中症対策の義務化及び温室効果ガスの排出削減等、国の動向を踏まえた施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。

(3) 人材確保、育成及び職員の意欲向上

自動車機構の役割に合致した人材の確保のため、採用分野の拡大等を図ること。

また、国からの出向職員と自動車機構採用職員との効果的な配置により、職員の能力発揮や意欲向上、組織力の強化を図ること。さらに、研修の実施体制の充実及びDXに対応すべくIT人材の育成を進めるとともに、関係機関等との人事交流の拡大等に取り組むこと。交通安全環境研究所においては、基準策定・国際相互承認の推進のための国際会議参加や研究発表等を通じて、人材育成に取り組むこと。

さらに、職員の満足度（ES）及びエンゲージメントを高めるため、柔軟な職務体系や勤務環境を整備するとともに、働き方改革を推進すること。

上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を必要に応じて改正すること。

(4) 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成

自動車機構の活動について、ホームページ等を活用して広報の充実強化を図るとともに、SNSでのイベント案内、採用情報、プレスリリース等の配信や、インターンシップの実施に取り組むなど、積極的な情報提供を進めることを通じ、自動車の安全確保・環境保全に対する国民意識の向

上に貢献すること。

(5) 内部統制の徹底

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施すること。

また、理事長及び全理事を構成員とする内部統制委員会及び検査業務適正化推進本部を引き続き設置し、理事長のリーダーシップのもと、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを踏まえつつ、業務の的確な実施を確保するため、本部、交通安全環境研究所及び全ての地方検査部等に対し、中期目標期間中に内部監査等を実施すること。

また、不適切事案の防止に向けた対策に引き続き取り組むこと。

研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に従って、適切に取り組むこと。

個人情報の保護、情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ること。

（別紙1）令和8年度～令和12年度までの中期目標期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

（独立行政法人 自動車技術総合機構 政策体系図）

（独立行政法人 自動車技術総合機構（NALTEC）の使命等と目標との関係）

(別紙1) 令和8年度～令和12年度までの中期計画期間において重点的に推進すべき研究開発の方針

	研究課題	何のために※1、どのような研究を、当中期目標期間に、どういう成果※2を目指して行うか
自動車	自動運転車両等の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価	自動運転車の安全な普及へとつなげるために、自動運転車両の機能要件及び安全性評価手法に関する研究を行う。事故実態に即した予防安全装置の作動条件の解明やAI等の最新技術を活用した新たな車両制御の評価手法に関する研究を行う。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	交通事故における被害軽減のためのシミュレーション技術を活用した衝突試験方法の検討	多様な衝突事故に対応し、交通事故における被害軽減に即した試験方法を策定するために、実車衝突試験に加え、シミュレーション技術も活用し、さらなる充実を図る。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。
	ヒューマンファクタが関わる安全評価手法の強化	予防安全技術の高度化が進む現状を踏まえ、人間の認知・行動特性に基づく安全性評価手法を研究する。高齢ドライバー等の交通事故予防対策、新型灯火器の性能評価、周辺交通参加者への情報伝達手法などについて研究を行う。これらにより、将来の基準化に資する研究課題に取り組む。
	燃料電池自動車、電気自動車等の新技術搭載車の安全・環境性能評価のための主要車載システムに関する性能情報の収集・活用方法の検討	燃料電池自動車、電気自動車等の新エネルギーを活用する自動車について、それぞれの車種に特有の影響（バッテリーの安全・環境側面の性能劣化等）も踏まえつつ、安全・環境性能を評価するための手法に関する研究を行う。また、環境性能評価手法の高度化を目指した使用過程での車両及びOBFCM等での主要車載システムの性能情報の活用方法の検討を行う。これらにより、基準化を含めた新エネルギーの車両への活用、普及に関する国の施策への反映等に対して貢献を行うものとする。
	燃料・エネルギー製造プロセス、自動車走行時における環境負荷及び新たな有害排出物質等の評価手法等の検討	自動車のカーボンニュートラル化に関連し、国の施策として挙げられている「電動化技術、水素及び次世代燃料等」の導入を踏まえ、燃料・エネルギー製造プロセスでの環境負荷及び走行時におけるエネルギー消費効率の評価等に関する多角的な研究を行うとともに、自動車エネルギー源の多様化に伴う走行時の新たな有害排出物質（例えばアンモニア等）の評価方法を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。また、環境負荷のもう一つの側面である交通騒音への対策として、自動車の走行時での騒音評価に関する研究等にも取り組むものとする。
	車両の制御等に係る情報の保全性確保のための評価手法等の検討	車両の安全性の確保や環境性能の維持等に必要な制御に係る情報の保全性を確保するため、車両及び自動車メーカーがとるべき手段に関して適切に評価する手法等について研究を実施し、国主導の国際基準化や車両検査の高度化等に対して貢献を行うものとする。
鉄道等	陸上交通システムの自動運転等に対応する安全性評価	鉄道やバス等の陸上交通システムの自動運転等に関わる安全性に関し、的確な評価を行うための研究を行い、陸上交通システムの導入促進に貢献を行うものとする。
	列車の安全性確保を前提とした施設の維持管理の省力化に資する技術の検討	状態監視技術や汎用技術等を活用し、列車の安全性を確保しつつ車両や施設の維持管理の省力化等に資する技術の開発を行い、低コストで輸送の安全確保を前提とする陸上交通システムの維持に貢献を行うものとする。
	地域公共交通・物流システムの改善のための地域に応じた交通計画の評価	超高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、新技術を活用した効率化や利便性、カーボンニュートラル等の観点を踏まえた、人や物の移動を含む交通計画に関する評価の研究を行い、地域公共交通等の改善に貢献を行うものとする。

※1 事故防止、事故被害軽減、環境負荷軽減、省エネルギー等 ※2 基準策定、国際標準獲得、新技術等を踏まえた試験方法等の評価手法見直し等

道路運送車両法(抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

鉄道事業法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

「自動運転に係る制度整備大綱」
(平成30年4月)

インフラシステム海外展開戦略2030
(令和6年12月)

第7次エネルギー基本計画
(令和7年2月)

独立行政法人自動車技術総合機構法(抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)は、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)が同法第四十六条に規定する保安基準(以下「保安基準」という。)に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

独立行政法人 自動車技術総合機構(第3期中期目標期間における重点事業)

1. 基準適合性審査

- 的確で厳正かつ公正な審査
 - ・ 自動車メーカーの認証不正を受けての審査体制の整備
 - ・ 自動車技術の進展に伴う業務の高度化への対応
 - ・ 的確で厳正な実施を確保するためのDXを活用した審査体制構築及び環境整備

2. リコール技術検証

- 国からの依頼に基づく不具合情報の分析、事故・火災見分への立会い
- 市場調査能力向上や外部機関との連携等業務体制の強化
 - ・ 排ガス不正制御等に係る市場サーベイランス、検証に必要な実験

3. 研究・国際標準化等支援

- 基準策定等の国の施策推進に資する研究
- 国連における自動運転等の国際基準策定への貢献
- 鉄道の認証審査・国際規格審議等に対する技術的な支援

（使命）

自動車等の陸上交通における総合的な機関として、安全・安心の確保及び環境の保全の実現に向けて、進展する自動車技術に対応し、型式認証から使用段階の検査、リコールの技術的検証を厳正かつ公正に実施し、また、鉄道を含む基準策定の研究や国際標準化活動の支援を実施することが求められる。

（現状・課題）

◆強み

- ・道路運送車両法に基づく自動車に関する審査・調査・リコールに係る技術的検証の実施に係る高い専門性
- ・自動車や鉄道の安全・環境基準の策定を支援するための試験・研究や国際標準化活動の支援に係るノウハウ、国連専門化会議共同議長等の人材

◆弱み・課題

- ・自動運転等自動車技術の高度化への検査方法に対応する機器の整備や人材の確保・育成

（環境変化）

- 自動運転等自動車技術の高度化による業務の複雑化
- 自動車メーカーによる認証不正事案の発生への対応
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえた検査場をはじめとする業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

（中（長）期目標）

- 自動車メーカー等による認証不正防止を実施するための量産車適合性監視制度に対する体制整備と的確な実施
- 自動運転等自動車技術の進展や電動化等に的確に対応した業務のDX推進及び市場調査能力の向上
- 業務の複雑化及び増加や国土交通省が推進する登録・検査業務のデジタル化に対応した業務のDX推進
- OBD検査について、技術情報の適切な管理・提供の確保、システム及び車両から読み出す情報の拡充やその活用、地方を含めた体制強化、海外展開推進の支援の実施